

事務連絡
令和4年3月30日

地域密着型通所介護事業所
（介護予防）認知症対応型通所介護事業所
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業所
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所

管理者様

墨田区福祉保健部
介護保険課長 北野 亘

地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護事業
所等における生活相談員の資格要件について（通知）

日頃より本区の介護保険事業にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護事業所等の生活相談員の資格要件については、法令・通知等により資格要件が定められているところです。これに関して、本区では、生活相談員の具体的な内容について、別紙のとおり（平成28年4月11日付28墨福介第22号）通知しております。

この度、事業所の方より、ご質問等が寄せられていることから、改めて通知させていただきます。

なお、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス事業所、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護事業所における「生活相談員」についても、別紙と同様の取り扱いをしておりますので、ご確認ください。

今後とも適切な資格を有する職員の配置について、よろしく願いいたします。

【問合せ先】

墨田区役所 介護保険課 給付・事業者担当
電話番号 03 - 5608 - 6544

28墨福介第22号
平成28年4月1日

地域密着型通所介護事業所 管理者 様
認知症対応型通所介護事業所 管理者 様

墨田区福祉保健部
介護保険課長 栗林 行雄

**地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護事業所
における生活相談員の資格要件について**

日頃より、本区の介護保険事業にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護事業所の生活相談員については、法令・通知等により資格要件が定められているところです。

生活相談員の資格要件は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者と規定されております。

この度、先般の介護保険制度改正に伴う基準省令制定等を踏まえ、「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的な内容について、別紙のとおり定めましたので、通知します。

今後とも適切な資格を有する職員の配置について、よろしく願いいたします。

（担当）

墨田区福祉保健部

介護保険課事業者指導担当

電話番号 03-5608-6544

別紙

生活相談員の資格要件のうち、「同等以上の能力を有すると認められる者」の具体的内容等

内 容	証明書類等
<p>1 <u>介護支援専門員</u> 【要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者】</p>	<p>介護支援専門員証の写し</p>
<p>2 <u>特別養護老人ホームにおいて、介護の提供に係る計画の作成に関し、1年以上(勤務日数180日以上)の実務経験を有する者</u> 【介護の提供に係る計画の作成に関し経験のある者】</p>	<p>勤務先で発行する在職証明書(職務内容、在職期間が確認できるもの)</p>
<p>3 <u>老人福祉施設の施設長経験者</u> 【介護の提供に係る計画の作成や処遇等に、専門的な知識経験を有する者】</p>	<p>勤務先で発行する在職証明書(役職、職務内容、在職期間が確認できるもの)</p>
<p>4 <u>通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型を除く)の特定施設、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所(訪問サービスに係る実務経験は除く)、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護の地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスにおいて、当該事業所又は施設における介護に関する実務経験が通算で1年以上(勤務日数180日以上)あり、介護福祉士の資格を有する者</u> 【介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者】</p>	<p>勤務先で発行する在職証明書(事業種別、職務内容、在職期間が確認できるもの)及び介護福祉士登録証の写し</p>

**「地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護事業所における生活相談の
資格要件について」（平成28年4月1日付28墨福介第22号）の留意事項について**

標記について、改正内容等の詳細として下記のとおり取り扱うこととします。今後とも、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有する生活相談員として、適切な資格の職員の配置について、よろしく願いいたします。

記

1 別紙の2の「特別養護老人ホームにおいて、介護の提供に係る計画の作成」とは、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第46号）第14条に定める「入所者の処遇に関する計画」の作成を示します。

2 別紙の3の内容中の「老人福祉施設」とは、老人福祉法第5条の3に定めるとおりとする。

***老人福祉法**

第5条の3 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。

3 別紙の3の内容中の「施設長経験者」とは、施設長として1年以上の実務経験を有する者とする。

なお、老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設での施設長経験者（管理者）については、社会福祉施設長資格認定講習会の課程を修了した者若しくは社会福祉事業において2年以上従事した者としてします。

4 別紙の4の内容中の通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く）の特定施設、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所については、介護予防サービスによるものを含むものとします。

5 平成21年6月1日付21福保高介第180号「通所介護及び短期入所生活介護事業所における生活相談員の資格要件について」の別紙の2の内容中の「高齢者在宅サービスセンター」とは、介護保険制度開始前において「東京都高齢者在宅サービスセンター事業実施要綱」に基づき実施されていた事業であり、当該介護の提供に係る計画の作成に関し1年以上（勤務日数180日以上）の実務経験により、生活相談員の業務を行っている場合、引き続き「同等以上の能力を有すると認められる者」として取り扱うこととします。